

埼玉県重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 県は、重度障害者の地域生活を支援するため、第2条に規定する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生労働省令第6号）及び補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

- 第2条 介護給付費等（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援及び「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等」（平成18年厚生労働省告示530号。以下「国庫負担基準告示」という。）の一に掲げる者が利用する障害福祉サービスに係るものに限る。）について、国庫負担基準告示の二の規定に基づき当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等を対象に人数に応じ算定した額（以下「国庫負担基準額」という。）を超過した市町村を対象に一定の財政支援を行うことにより、重度障害者の地域生活を支援することを目的とする。

(用語の定義)

- 第3条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。
- (1) 「基準額」とは、当該年度の「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等」（平成18年厚生労働省告示第530号。以下「国庫負担基準告示」という。）により算定した額をいう。
 - (2) 「従前基準額」とは、国庫負担基準告示に、「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等の一部を改正する件」（平成30年厚生労働省告示第83号）による改正前の国庫負担基準告示における従前額保障の算定方法を加えた方法により算定した額をいう。
 - (3) 「基準超過額」とは、当該年度の障害者自立支援給付費負担金の訪問系サービスに係る対象経費の支出額（寄附金等の収入額を除く）から、基準額を減じた額をいう。
 - (4) 「従前基準超過額」とは、当該年度の障害者自立支援給付費負担金の訪問系サービスに係る対象経費の支出額（寄附金等の収入額を除く）から、従前基準額を減じた額をいう。
 - (5) 「従前額保障廃止影響額」とは、国庫負担基準超過額から従前基準超過額を減じた額をいう。

(事業の内容)

第4条 次に掲げる市町村（指定都市及び中核市を除く。）に対し、国庫負担基準を超過する金額の範囲内で費用を助成する。

- (1) 国庫負担基準告示の区分間合算を適用しても、なお、国庫負担基準を超過する市町村
- (2) 埼玉県地域生活支援事業「重度障害者に係る市町村特別支援事業」の対象外の市町村及び対象となるがなお超過額のある市町村（地域生活支援事業の補助対象市町村にあつては、地域生活支援事業による補助を優先適用する。）

(助成額)

第5条 当該年度における国庫負担基準額の超過額の範囲内で、県が必要と認める額とする。ただし、次に掲げる市においては、次に掲げる金額の範囲内で県が必要と認める額を助成する。

- (1) 人口10万人以上30万人未満の市町村
「従前基準額に $1/8$ を乗じた額」と「従前基準超過額に $1/8$ を乗じた額」を比較して低い方の額」に従前額保障廃止影響額を加えた額から「従前基準額に $2/3$ を乗じた額」と「従前基準超過額に $2/3$ を乗じた額」を比較して低い方の額」に従前額保障廃止影響額を加えた額の範囲内
- (2) 人口3万人以上10万人未満の市町村
「従前基準額に $1/4$ を乗じた額」と「従前基準超過額に $1/4$ を乗じた額」を比較して低い方の額」に従前額保障廃止影響額を加えた額から「従前基準額に $3/4$ を乗じた額」と「従前基準超過額に $3/4$ を乗じた額」を比較して低い方の額」に従前額保障廃止影響額を加えた額の範囲内
- (3) 人口3万人未満の市町村
「基準超過額」の全額の範囲内

(補助割合)

第6条 本事業における補助の割合は、国 $1/2$ 、県 $1/4$ 、市 $1/4$ とする。

(補助金交付の申請)

第7条 規則第4条第1項に規定する申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

- (1) 規則第4条第1項に規定する申請書の提出期限は、別に定める期日までとする。
- (2) 添付書類は、様式第1号の記載のとおりとする。

(補助金の概算払い)

第8条 県は、規則第5条の規定により交付決定した補助金の額を概算払をすることができる。

(補助金交付の条件)

第9条 規則第6条の規定により、補助金等の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした書類を作成し、これを補助事業完了後5年間保管しておかななければならない。
- (4) この補助金の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(変更交付申請)

第10条 補助金の交付決定後の事情の変更により、申請額に変更を生じた場合は、様式第2号による変更交付申請書を各年度知事が別に定める期日までに提出するものとする。

(交付決定の通知)

第11条 規則第7条の交付決定通知書及び変更交付決定通知書の様式は、それぞれ様式第3号及び様式第4号のとおりとする。

(実績報告の様式等)

第12条 規則第13条の報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

- 2 規則第13条の報告は、別に定める期日までとする。
- 3 添付書類は、様式第5号の記載のとおりとする。

(補助金等の額の確定)

第13条 規則第14条の交付確定通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。

(書類等の整備)

第14条 交付を受けた市町村は、事業の執行状況及びその収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、当該事業完了後5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。